

「保健所政令市移行等に伴う茅ヶ崎市総合計画基本構想の見直し（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成28年7月23日（土）～ 平成28年8月23日（火）
- 2 意見の件数 23件
- 3 意見提出者数 7人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人	6人	0人

5 内容別の意見件数

項目	件数
全般に関する意見	4件
1 茅ヶ崎市総合計画についてに関する意見	0件
2 基本構想の見直しに係る基本的な考え方に関する意見	0件
3 基本構想の見直し素案に関する意見	7件
4 基本構想におけるまちづくりの目標体系図素案に関する意見	0件
5 指標の修正・追加に関する意見	1件
保健所政令市移行に関する意見	2件
パブリックコメントの実施に関する意見	3件
その他の意見	6件
合計	23件

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市企画部 企画経営課 企画経営担当
電話：0467-82-1111（代表）
Eメール：kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■全般に関する意見（４件）

(意見１)

総合計画については市民が理解し、納得できる内容にまとめることを望む処であります。

(市の考え方)

基本構想は、20～30年の中長期的な展望をもって、本市のまちづくりの大きな方向性を示すものであり、10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として平成23年3月に策定したものです。その策定に際しては、多くの市民の皆さまのご参画のもと市議会での検討も行いながら3年の歳月をかけ策定しました。

この基本構想はその実現に向けた目標（政策・施策）を体系的に整理し、目標体系を組織（部・課）と連動させることにより、政策・施策の実行責任を明確にして目標達成に向けて取り組んでいます。

基本構想の周知につきましては、様々な機会をとらえ、市民の皆さまにその概要等をお伝えできるよう努めてまいります。

(意見２)

ワンスパーンの期間としては10年では少し長いのではないのでしょうか。時代の変化のはげしいなかで5年間程度にて見直しが必要かと思われます。

(市の考え方)

基本構想は、20～30年の中長期的な展望をもって、本市のまちづくりの大きな方向性を示すものであり、10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、多くの市民の皆さまのご参画のもと市議会での検討も行いながら平成23年3月に策定したものです。そのため、市政運営の継続性や一貫性の観点から、短期的にその方向性を大きく変更すべきではないと考えています。

しかしながら、基本構想策定後に顕在化してきた社会情勢等の変化に的確に対応する必要があることから、26年に基本構想の中間見直しを行いました。この中間見直しでは、市政の基礎情報である人口推計や財政推計などを最新の情報に更新するとともに、「安全・安心なまちづくりの更なる強化」、「急速な少子高齢化への対応」、「地方分権の更なる進展への対応」の視点に基づき、政策目標及び施策目標について見直しを実施しました。併せて、29年4月に保健所政令市への移行を目指していることから、「政策目標7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」を追加し、「だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる」を目指すべき将来像として定めました。

(意見3)

またある程度かぎられた予算と時間の中である程度のものごとを見きわめて実施しては如何と思われます。

そのためには時間と共に変化する内容に合わせる必要があるかと思われます。

(市の考え方)

基本構想は、本市のまちづくりの大きな方向性を示す10年間の総合的な行政運営の指針として定めております。この基本構想を具現化するための具体的な事業展開については、計画期間を3年間とする総合計画実施計画（以下、「実施計画」という。）に位置付けています。実施計画の策定にあたっては、効果的かつ効率的な事業手法を検討し、歳出削減・歳入増加又は経営の効率化を図るとともに、基本構想における政策目標及び施策目標の達成に寄与する事業で、実施計画期間内に実施すべき事業を優先的に採択することで、限りある経営資源を有効活用することとしています。

(意見4)

前回実施したパブコメやH26年度総合計画基本構想制定時に当内容等（見直し内容）に予想できなかったのでしょうかそれとも場当的に行政をしたりし（制定）しているのでしょうか。

(市の考え方)

基本構想は本市のまちづくりの大きな方向性を示す10年間の総合的な行政運営の指針を定めたものであり、その実現に向けた目標（政策・施策）を体系的に整理しています。この目標体系は組織（部・課）と連動させ、政策・施策の実行責任を明確にして目標達成に向けて取り組んでいるところです。

平成26年度の基本構想の中間見直しにおいて、29年4月の保健所政令市移行を見据え、市保健所の政策目標（部の目標）として、「政策目標7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」を追加し、「だれもが健康に関心を持ち、健康の増進に取り組んでいる」を目指すべき将来像として定めました。

今回の見直しは、市保健所の体制が具現化したことから、市保健所の「政策目標」の達成に向けた新たな「施策目標（課の目標）」及び「施策のねらい」の位置づけを行うとともに、既存の施策目標等を整理するために行うものです。

■ 3 基本構想の見直し案に関する意見（7件）

(意見5)

「総合計画基本構想の見直し」で重要な事は素案にもあります様に次の事だと思います。

1、保健所間の連携を深め迅速な保健所行政の推進を図るとともに感染症等の健康危機事態への対応や保健医療技術職を目指す人材の育成に取り組む事。

(市の考え方)

本市が保健所政令市に移行した後も、感染症等の健康危機への対応や専門技術職等の人材育成にあたり、神奈川県域の保健福祉事務所や他の保健所設置市等と十分に連携してまいります。

(意見6)

「総合計画基本構想の見直し」で重要な事は素案にもあります様に次の事だと思えます。

2、 地域住民が安心して医療を受けることが出来る体制の強化、身近な地域で住民自らの健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスを受ける事が出来る「主治医制度」の定着及び健康生活を支援する取り組みを進める体制作り

(市の考え方)

初期救急を担う診療所と二次救急を担う病院との役割分担による地域完結型医療を目指すためには、診療所をかかりつけ医として持つことが不可欠であると考えております。

平成28年3月31日現在、市内には病院が7件、診療所が158件、歯科診療所が129件あります。また、二次医療圏域単位（湘南東部）での基礎データとなりますが、人口10万人あたりの診療所数は県全域よりもやや多い傾向です。こうした現状と、我が国の医療は国民が自分の判断で自由に医療機関を選択できる体制（フリーアクセス）となっていることを踏まえ、かかりつけ医を持つことの意識を持っていただくこと、かかりつけ医の情報を知らせていただくことが重要であると考えております。

28年10月に策定される予定の神奈川県地域医療構想と整合を図りながら、本市が保健所政令市に移行した後も、さまざまな広報媒体を活用し、幅広い層への周知啓発に取り組んでまいります。

(意見7)

「総合計画基本構想の見直し」で重要な事は素案にもあります様に次の事だと思えます。

3、 食品関係業者に対して食品衛生法や食品表示法に基づいた適切な提案を行うことにより、飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止し、他域住民の健康を確保する事

(市の考え方)

本市が保健所政令市に移行した後も、食品衛生法に基づく食品等事業者及び食品表示法に基づく食品関連事業者等に対する監視指導を実施するとともに、業者等への食品衛生知識の普及啓発に積極的に取り組んでまいります。

(意見 8)

「総合計画基本構想の見直し」で重要な事は素案にもあります様に次の事だと思います。

4、 市民が基本的に健康づくりや食育の推進に取り組むと共に市民の健康的な生活を送るための各種検診の実施や母子保健対策の充実を図る事。

(市の考え方)

本市がこれまで取り組んでまいりました健康増進、食育推進、各種健診（検診）、母子保健等に関する施策につきましては、保健所政令市移行後も引き続き取り組んでまいります。保健所機能と有機的に連携することで、より効果的な施策の推進につながるものと考えております。

(意見 9)

「総合計画基本構想の見直し」で重要な事は素案にもあります様に次の事だと思います。

5、 結核や様々な感染症の予防、難病の患者、精神障害者又は認知症等に対する支援を行い、地域住民の安心を確保する事。

(市の考え方)

本市が保健所政令市に移行した後も、感染症の予防に取り組むとともに、難病の患者、精神障害者、認知症疾患等に対する支援に積極的に取り組んでまいります。また、必要に応じた福祉サービスを提供できるよう本市の関係課との連携を深め、地域住民の皆さまの安心の確保に努めてまいります。

(意見 10)

2. 基本理念 2 生き生きと暮らす・・・

意見：下線部分を追加・修正すること。

前の部分省略 国際化の進展に伴い 以降の文章に・・・監視・指導を計画的に実施し、市民の健康被害防止、・・・公衆衛生を守ります。

理由：文章の流れから、「・・・取り組みの支援を通じて、公衆衛生を支えます。」となっているが、実施主体である行政の役割が明確でない。行政の権限で行われる監視・指導を明確に位置づけ、計画目標を立てることを要望します。

(市の考え方)

総合計画基本構想の基本理念は、まちづくりの大きな指針となるものです。ご指摘の監視指導の実施や計画目標につきましては、各施策目標に位置づけております。

(意見 11)

施策目標 26 健康で衛生的な生活環境を守る
施策のねらい

ア) 環境衛生の向上(理・美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場などの生活に密着した生活衛生施設の営業、墓地の経営、専用水道などの水道施設などの許可、監視指導などを通じて衛生措置基準の順守、施設の改善向上を図ります。

意見：民間のスポーツクラブのプールなどの衛生管理は、どうなっているのですか。具体的に明記して、監視指導の対象にしてください。

理由：健康管理のために民間のスポーツクラブの利用者が多くいます。また介護予防事業なども請け負っている事業所もあります。衛生面で気がかりです。

(市の考え方)

民間のスポーツクラブのプールなどにつきましては、現在、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所が監視指導しております。本市が保健所政令市に移行した後は、本市の保健所がこれまでと同様に監視指導に取り組んでまいります。

■ 5 指標の修正・追加に関する意見 (1件)

(意見 12)

(2) 指標〔目標設定の考え方〕

健康づくりへの関心を高め、また、日常生活の実践につながるように支援するために市が主催する健康教室や講演会への参加状況により、健康に対する意識を測ります。健康に対する意識を向上させるため、健康教室の開催数を増やし、知識の普及を図ります。健康教室開催数の増による120人程度の増加を目標としました。

意見：上記について、市が主催する教室や講演会の参加を中心にするだけでは、不十分である。既存の住民グループや、たまり場に出向いて、グループと共同で計画をするなどで実効性を図る事。

理由：教室への申し込みや当日場所まで足を運ぶことが参加意識を鈍らせることにつながる。

課題意識のない人にもモチベーションを高める機会をつくることで健康に対する意識効果が上がる。

特に、交通費さえ不自由な高齢女性が増えてくることを予測すると、参加を促すことと同時に、出向いて実行する事業形態をぜひ取り入れる事。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、市民の健康づくりへの関心度を測る指標としては、市主催事業のみならず様々な健康イベントや市民の自主的な活動の量や内容が重要です。また、市主催事業に限っても、健康に関する事業は、スポーツ健康課のみでなく、公民館等、様々な

課において実施されています。

今回の保健所政令市移行に伴う基本構想の見直し（素案）においては、これまでスポーツ健康課において実施してきた健康増進事業を保健所へ移管するにあたり、継続性を持って事業の実施・評価を行うため、指標は、第1次実施計画からの指標と同じものとしています。

今後も、市が主催する様々な事業への参加を促すだけでなく、健康増進に関する働きかけを必要とされる対象者のもとへ出向いての事業実施についても、積極的に取り組んでまいります。

■保健所政令市移行に関する意見（2件）

（意見 13）

先日募集しましたパブリックコメント「保健所政令市移行」について市民の意見はいかがでしたか。「保健所政令市移行」については「パブリックコメント」や「市民集会」による市民の意見を十分に参考にし又既に実施している他県の状況を聞き「保健所政令市移行」が「市民生活の向上」に必要なかどうか慎重に検討し又政令市移行した場合の問題点か解決出来る体制がとれるか充分考えないといけないと思います。その点慎重に考え「茅ヶ崎市総合計画基本構想の見直し」が必要だと思えます。

（意見 14）

県が保健所を「衛生研究所に移転する意向」と聞いた時、異和感と怒りを覚えました。県民の命・健康を守り増進する責務があるはずなのに、茅ヶ崎市民が利用し難くなる場所を選ぶとは、県の財政負担を減らす方策として、茅ヶ崎市にゆさぶりをかけたとは思えません。

老朽化した施設をリニューアル程度で受け入れるとは、茅ヶ崎市はお人好しすぎるのではないかと。

財政的負担、職員体制のことなど、一般市民には判り難い。

市長さんはきめ細かい業務が出来るようになると言われたが、とても信じられない説明でした。

（市の考え方）

本市は、平成25年8月に保健所政令市への移行を公表した後、保健福祉課に保健所準備担当を設置し、神奈川県との様々な協議を進めてまいりました。県との協議を踏まえ、本市の保健所設置に係る基本的な考え方を示す「茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画」を策定しました。同計画の策定にあたり、保健所政令市への移行について市民集会や市民説明会等で説明したうえで意見交換を行う機会を設けてまいりました。現在、取り組みを進めている保健所政令市移行に向けた条例・規則等の整備におきましても、同様の機会を設けてまいりました。

また、先進の保健所設置市の視察等を重ね、身近な基礎自治体が保健所を設置・運営することにより、行政サービスの向上につながることを確認したうえで、本市の保健所政令市移行に関する準備を進めております。

今回の基本構想の見直しは、これらの検討結果を踏まえたうえで、市保健所の体制が具現化したことから、市保健所に係る「施策目標（課の目標）」及び「施策のねらい」の位置づけを行うとともに、既存の施策目標等の整理を行うものです。

■パブリックコメントの実施に関する意見（3件）

（意見 15）

パブリックコメントの回数が多過ぎると思います。

（市の考え方）

パブリックコメントは、条例の制定・改廃、行政計画の策定・改廃等の基本的な政策等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民の皆さまからご意見をいただくために実施しております。この様なことから、パブリックコメントの対象となる案件が重なってしまい、市民の皆さまにはご負担をおかけしてしまう場合があります。

しかしながら、パブリックコメントは、自治基本条例や市民参加条例の趣旨に則り、広く市民参加していただくための重要な手続きであることから、今後とも、現在と同様、必要なタイミングにおいて手続きを実施してまいりますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

なお、いただきましたご意見につきましては、パブリックコメントの趣旨から多角的かつ総合的に検討を加え、可能な限り政策等に反映させてまいりますので、今後ともご協力の程よろしくお願ひします。

（意見 16）

考え方のポイントは、前文？必ず箇条書きにすること。

従来と何が変わるのかを箇条書きに。

従来を全面否定することなく、改善（変更であっても）評価すること。

（市の考え方）

今回のパブリックコメントにおいては、考え方のポイントを2ページに「基本構想の見直しに係る基本的な考え方」として記載するとともに、変更箇所が分かりやすいよう、参考資料として新旧対照表を添付しています。なお、資料の作成については、より多くのご意見をいただけるよう、今後ともわかりやすい資料作成に努めてまいります。

（意見 17）

当パブコメの説明会は実施しないのですか。当市議会では当市より実施する回答があったと思いますが、また実施したパブコメもあったと思います。

（市の考え方）

今回の基本構想の見直し（素案）に関するパブリックコメントでは、説明会を実施いたしません。見直しにあたっては、総合計画審議会でも審議していただいたほか、8月

3・4日の2日間に市民との意見交換会を開催しました。今後も基本構想の見直しに関する情報については随時ホームページや広報紙等の媒体を活用しながら周知に努めてまいります。

■その他の意見（6件）

その他6件のご意見をいただきました。